

パートタイム・有期雇用労働者に関する ルールが変わりました (令和8年10月1日施行)



1 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されました【パート・有期法施行規則】

- | | |
|---|--|
| ☐ 昇給の有無
☐ 退職手当の有無
☐ 賞与の有無
☐ 相談窓口
☐ 待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨 | <div style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">現行の
明示事項

新たな
明示事項</div> |
|---|--|

改正後の
モデル労働条件
通知書はこちら



[https://www.mhlw.go.jp/
content/
11650000/000815925.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000815925.pdf)

2 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されました

【告示】

同一企業内の正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間で、**待遇（基本給や各種手当、福利厚生など）について不合理な差を設けることを禁止しています**（いわゆる「同一労働同一賃金」）。

「同一労働同一賃金ガイドライン」は、どのような待遇差が不合理なのかについて、考え方や具体例などを示したものです。

改正後のガイドライン



〈新たに追加された内容〉

- | | | |
|--------------|----------------|---------------|
| ・賞与（記載の充実） | ・家族手当（新規追加） | ・病気休職（記載の充実） |
| ・退職手当（新規追加） | ・住宅手当（新規追加） | ・夏季冬季休暇（新規追加） |
| ・無事故手当（新規追加） | ・福利厚生施設（記載の充実） | ・褒賞（新規追加） |

3 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わりました

【告示（雇用管理指針）】

パートタイム・有期雇用労働法では、正社員とパート・有期雇用労働者との間で待遇差がある場合、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあれば、①待遇差の内容や理由、②法第6条から第13条までの措置を講じるに当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意しましょう。

- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。
- 「資料を活用し、口頭により説明する方法」による場合には、説明に活用した資料等を交付することが望ましいです。
- 資料を交付することが困難な場合であっても、事後に求めがあったときは当該資料を閲覧させる等の工夫をするよう努めましょう。



その他の改正内容や上記の内容の詳細については同一労働同一賃金特集ページへ



「同一労働同一賃金に関する自主点検」をお願いします

パートタイム労働者や有期雇用労働者を雇用している事業場を対象に、パート・有期と正社員との待遇の違いが法律で禁止する不合理と認められる相違となっていないか、点検していただくための点検票です。

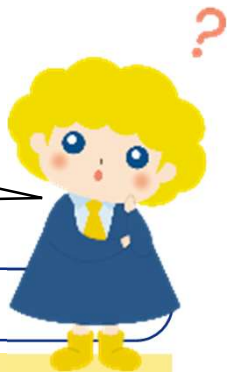
右の二次元コードアクセスいただき、フォームに入力をお願いします。(最大11項目)



CHECK !

※回答いただいた情報については、パートタイム・有期雇用労働法の担当部署である愛媛労働局雇用環境・均等室及び愛媛働き方改革推進支援センターにも共有させていただきます。また、必要に応じて、当該機関からあらためてご連絡させていただく場合等がありますので、ご了承ください。

同一労働同一賃金の見直しをしたい。
就業規則を見直したい。
いろいろな助成金があるが使い方がわからない。
残業を減らしたい。 など



ぜひ、働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理の専門家が**無料**で以下の支援を行っています

コンサルティング

ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。

個別相談

電話・メール・来所による個別相談を行っています。

セミナー派遣 講師派遣

ハラスメントなどのご要望に応じたセミナーを行っています。

愛媛働き方改革推進支援センター

〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7 4階

受付時間 平日 9:00~17:00

TEL 0120-005-262 FAX 089-907-2206

MAIL ehime@workstylereform.net

WEB

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/ehime/>

愛媛働き方改革推進支援センター

検索

